富里市公共公益施設整備基準

(趣旨)

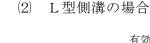
富里市宅地開発指導要綱(平成9年告示第15号。以下「要綱」という。)における公共 公益施設整備については、本基準によるものとする。

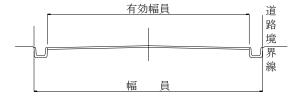
I 道路(要綱第19条関係)

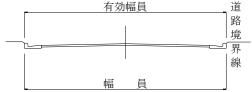
- 1 道路の整備
 - (1) 開発区域内道路は、市に帰属する場合、他の市道、国県道と接続がされ、かつ、通り抜けできるものとする。また、袋路状の道路は、市への帰属は受けないこととする。 ただし、区域の形状及び周辺の状況により市長が特に支障ないと認めた場合、転回広場を設けたうえで帰属するものとする。
 - (2) 開発区域内に都市計画決定されている道路又は一般市道等の新設又は改良計画がある場合は、あらかじめ管理者と協議を行い、必要に応じて事業者が整備すること。
 - (3) 開発事業の施工に伴い、開発区域外の道路の新設又は改良が必要となる場合は、管理者と協議を行い、必要に応じて事業者が整備すること。
- 2 道路の幅員
 - (1) 開発区域内の道路は、幅員6、9、12メートルを標準とする。ただし、小区間で 通行上支障がない場合には、幅員4メートル以上でもよいものとする。
 - (2) 開発区域外の既設道路の幅員は、原則6メートル以上かつ開発区域内道路の幅員以上を確保するものとする。
 - (3) 道路の標準横断、構成は次のとおりとする。
 - ① 6メートル道路は、4メートル1車線とし、1メートルの路肩をとる
 - ② 9メートル道路は、3メートル2車線とし、2メートルの歩道をとる。
 - ③ 12メートル道路は、3メートル2車線とし、2.5メートルの歩道をとる。
- 3 道路の幅員と構成

道路敷と道路幅員は、次に掲げる図を標準とする。また、道路構成において開発区域 内の道路及び開発区域外の既存道路は、原則両側側溝を整備すること。

(1) U型側溝の場合



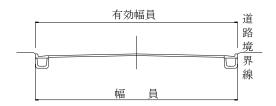




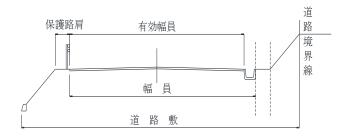
(3) U型側溝(蓋設置)の場合

| 「塩員=有効幅員 | 宅地 | 宅地 | 車道用蓋

(4) LU型側溝の場合



(5) 防護柵を設ける場合

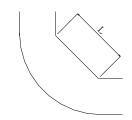


※破線の境界線については、管理者と協議すること。

4 道路の隅切り

道路が同一平面で交差し、又は屈折する場合は、その角地の隅切りをしなければならない。

(1) 歩道のある場合



(2) 歩道のない場合



※L:表に示す隅切長

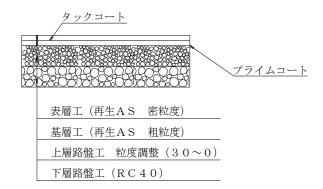
変差 角(度)	4以上 6未満	6以上 8未満	8以上 10未満	10以上 12未満	12以上 15未満	15以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上
街路幅員(m)	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60	120 90 60
40以上					5 6 8	6 8 10	8 10 12	8 10 12	8 12 15
30以上 40未満				4 5 6	5 6 8	6 8 10	8 10 12	8 10 12	
20以上 30未満		4 5 6	4 5 6	4 5 6	5 6 8	6 8 10	8 10 12		
15以上 20未満		4 5 6	4 5 6	4 5 6	5 6 8	6 8 10			
12以上 15未満		4 5 6	4 5 6	4 5 6	5 6 8		•		
10以上 12未満	3 3 4	4 5 6	4 5 6	4 5 6		•			
8以上 10未満	3 3 4	4 5 6	4 5 6		_				
6以上 8未満	3 3 4	4 5 6		1					
4以上 6未満	3 3 4								

5 道路の設計・構造

道路計画の設計は、市条例等に基づく道路の構造の技術的基準及び都市計画法に基づ く開発許可の技術基準に適合するものでなければならない。

道路の施工については、千葉県土木施工管理基準等を基に施工し、路床、路盤、舗装等は後日沈下の生じないよう十分注意すること。また、各層ごとに市の検査を受けること。

(1) アスファルト舗装の構成と各層の名称



(2) 設計の一例

① T (大型車交通量) < 100 (台/日·一方向)

	表層+基層	上層	路盤	下層路盤			
設計CBR	加熱アスファル ト混合物	瀝青安 定処理	粒度調整	クラッシ ャーラン	Та	合計厚	
2	5	_	2 0	2 0	17.0	4 5 *	
3	5	_	1 5	2 0	15. 3	4 0	
4	5	_	1 5	1 5	14.0	3 5	
6	5	_	1 0	1 5	12. 3	3 0	
8	5	_	1 0	1 0	11.0	2 5	

② $100 \le T < 250$

	表層+基層	上層	路 盤	下層路盤			
設計CBR	加熱アスファル ト混合物	瀝青安 定処理	粒度調整	クラッシ ャーラン	Та	合計厚	
2	5	- 25		3 0	21.3	60*	
3	5	_	1 5	3 5	19.0	5 5	
4	5	_	2 0	2 5	18.3	5 0	
6	5	_	1 0	3 0	16.0	4 5	
8	5	_	1 5	1 5	14. 0	4 0	
1 2	5	_	1 0	2 0	13. 5	3 5	

$3 \quad 2 \quad 5 \quad 0 \leq T < 1 \quad 0 \quad 0 \quad 0$

	表層+基層	上層	路 盤	下層路盤			
設計 C B R	加熱アスファル	瀝青安	粒度調整	クラッシ	Та	合計厚	
	ト混合物	定処理	地及開走	ャーラン			
2	1 0	_	3 0	3 5	29. 3	75*	
3	1 0	_	2 5	3 0	26. 3	6 5	
4	1 0	_	1 5	3 5	24. 0	6 0	
6	1 0	_	1 0	3 0	21.0	5 0	
8	1 0	_	1 5	1 5	19.0	4 0	
1 2	1 0	_	1 0	1 5	17. 3	3 5	

$\textcircled{4} \quad 1 \ 0 \ 0 \ 0 \leqq T < 3 \ 0 \ 0 \ 0$

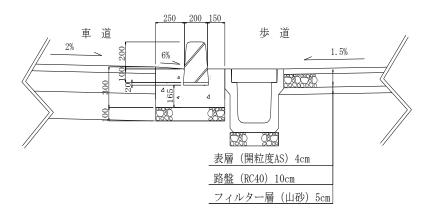
	表層+基層	上層	路盤	下層路盤			
設計CBR	加熱アスファル ト混合物	瀝青安 定処理	粒度調整	クラッシ ャーラン	Та	合計厚	
2	1 0	1 0	3 5	3 5	39.0	90*	
3	1 0	8	2 5	4 0	35. 2	8 3	
4	1 0	8	2 0	3 5	32. 2	7 3	
6	1 0	8	2 0	2 0	28.4	5 8	
8	1 0	9	1 5	1 5	26. 2	4 9	
1 2	1 0	9	1 0	1 0	23. 2	3 9	
20以上	1 0	8	_	1 5	20. 2	3 3	

⑤ $3000 \le T$

	表層+基層	上層	路盤	下層路盤			
設計CBR	加熱アスファル ト混合物	瀝青安 定処理	粒度調整	クラッシ ャーラン	Та	合計厚	
2	1 5	1 0	4 5	5 0	51. 3	120*	
3	1 5	1 0	3 5	4 0	45.3	1 0 0	
4	1 5	1 1	2 5	3 5	41.3	8 6	
6	1 5	1 0	1 5	3 5	37.0	7 5	
8	1 5	1 0	1 0	3 0	34. 0	6 5	
1 2	1 5	8	_	3 5	30. 2	5 8	
20以上	1 5	8	_	2 0	26. 4	4 3	

6 歩道の構造

表層(開粒アスファルト混合物、透水性) 4 センチメートル、路盤(再生クラッシャーラン) 1 0 センチメートル、フィルター層(山砂) 5 センチメートルとする。

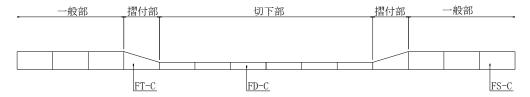


7 車両出入口

車両出入口は、自動車が車道と沿道隣接地の出入に必要な箇所及び幅を定めて歩道部を自動車荷重に耐えるように構造変更するものである。

車道出入口は、歩行者専用道である一部を車道とするものであるのでその設置に当たっては、歩行者等の利便(バリアフリー化への対応)を第一に考慮すること。

歩道総幅員2.0メートル以上の場合



8 横断勾配

- (1) セメントコンクリート及びアスファルトコンクリートの舗装道の場合 1. 5パーセント以上 2パーセント以下とする。
- (2) 歩道の場合は1.5パーセントを標準とする。

9 縦断勾配

- (1) 幅員12メートル道路は7パーセント以下とする。
- (2) 幅員9メートル道路は8パーセント以下を標準とする。
- (3) 幅員6メートル道路は9パーセント以下とする。
- (4) 6パーセント以上の縦断勾配がついている区間は、滑り止め工を施すこと。

10 排水施設

道路には、雨水等を有効に排出するため、長尺側溝等を設け流末処理されていること。

- (1) 道路の側溝には、10メートル毎に1箇所グレーチング蓋を設けること。
- (2) 縦断勾配8パーセントを超える区間については40メートルごとに排水施設に排水の流速を減ずるための必要な施設を設けなければならない。

千葉県型長尺側溝



11 道路境界查定

開発区域内及び区域に接する道路の境界は明確にされていること。また、事業完了に 伴い道路境界確定図を提出すること。

12 道路法(昭和27年法律第180号)第24条許可

道路管理者以外の者が、道路に関して事業施工する場合には、道路管理者の承認を受けるものとする。また、承認を受けた工事における道路本復旧は、原則として市が行う宅地開発完了検査前までに実施すること。

13 道路法第32条許可

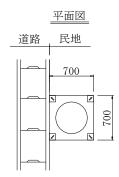
道路に工作物、物件又は施設を設け継続して道路を使用しようとする場合においては 道路管理者の許可を受けるものとする。また、許可を受けた工事における道路本復旧は、 原則として市が行う宅地開発完了検査前までに実施すること。

14 電柱等の設置

- (1) 電柱及び電話柱(以下「電柱等」という。)を設置する場合は、道路敷の一部(支線用地を除く。)として、下図により設置用地を確保すること。
- (2) 電柱等の設置箇所は、道路の片側に統一すること。
- (3) 電柱等の設置位置及び設置方法については、東京電力株式会社及び日本電信電話株

式会社と十分協議をし、決定すること。

- (4) 電柱等の設置場所は、宅地開発完了後においては、移設できないものとする。
- (5) 東京電力株式会社及び日本電信電話株式会社と協議の結果、電柱等の支線等が必要となる場合は、当該支線等を宅地内に設置すること。また、建築物及び宅地を販売するときは、契約者に対して当該用途に永続的に使用する旨を周知させること。
- (6) 電柱等の設置用地については、防草対策のため、アスファルト又はコンクリートにより舗装すること。



Ⅱ 公園及び緑地(要綱第20条関係)

1 公園の施設は、原則として次に掲げるものを標準とし、設置するものとする。

面積	施 設
100㎡以上	管理施設、ベンチ、野外卓、遊具(1基)、植栽(低木)、
1 5 0 m²未満	芝生等
150㎡以上	管理施設、ベンチ、野外卓、遊具(1基)、植栽(低木)、芝
300㎡未満	生等
3 0 0 m ² 以上	管理施設、ベンチ、野外卓、遊具(2基)、植栽(低木)、
5 0 0 m²未満	芝生等
500㎡以上	管理施設、ベンチ、野外卓、遊具(2基)、植栽(低木)、
1,000㎡未満	花壇、芝生等
1,000㎡以上	別途協議

2 各施設

- (1) 管理施設
 - ① 出入口は、公道に面した部分に2箇所以上設け、構造は管理用車両及び車椅子が 出入りできるものとする。
 - ② 車止めは、差込式鍵付きを1.2メートルから1.4メートルの間隔で設置する。
 - ③ 園灯は、LED電球等省エネや環境に配慮した灯具の自動点滅式とし、ブレーカーを設置するとともに、夜間でも人の行動が視認できるよう、園路でおおむね3ルクスの照度を確保する。

なお、設置場所については、近接住宅地との関係を十分考慮した位置とし、公園 規模に応じて適正に配置する。

- ④ 雨水排水施設は、敷地の勾配を考慮の上、U字溝・集水桝等を必要な場所に設置し、その蓋はグレーチングを使用する。
- ⑤ 外柵は、出入口を除き、公道に面する部分はメッシュフェンス高さ1.2メートル以上のものを設置する。住宅等に接する部分は、住宅の1階の窓に合わせてプラ

イバシーフェンス高さ1.2メートル以上のものを設置する。

(2) 遊戯施設

- ① 遊戯施設の設置に当たっては、安全領域を考慮して設置する。
- ② ブランコを設置する場合は、閉鎖型境界柵及びゴムマットを併せて設置する。
- ③ 遊具の選定にあたっては、ユニバーサルデザイン遊具や健康遊具なども含め検討するものとする。

(3) 便益施設

水飲み及び手洗い水栓を設置する場合は、自閉式とする。設置しない場合であって も水道の引き込みは行うものとする。また、排水は下水道に放流する。

(4) 修景施設

植栽は、公園利用者や隣地住民への環境を考慮し配置するなど、適正な緑化に努めるものとする。

なお、園路等緑化しない箇所については、雑草が繁茂しないよう配慮することとする。

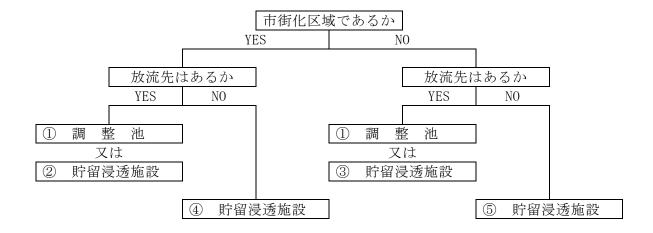
Ⅲ 排水施設(要綱第22条、第23条関係)

1 基本基準

- (1) 排水施設の計画に当たっては、次の事項を十分調査の上で当該排水施設の規模、構造及び能力を設定しなければならない。
 - ① 周辺の開発状況、地形、地質、地下水及び雨水の集水区域。
 - ② 地下埋設物等の種類、位置、深さ及び形状等。
 - ③ 既設下水管渠等の形状、深さ、整備状況及び破損の有無。
 - ④ その他必要な調査。
- (2) 排水施設の計画に当たっては、関係機関及び各担当課と協議の上で計画し、施工しなければならない。
- (3) 排水施設の流量計算書は、必ず添付すること。
- (4) 流末排水施設について、開発区域及び開発区域周辺の流出量を勘案し、必要に応じて開発区域外の排水施設を整備しなければならない。

2 雨水貯留施設

開発区域面積が1~クタール未満の宅地開発の雨水貯留施設の構造及び規模について は、次に掲げるものとする。



① 調整池

V①で求める規模以上貯留可能な規模の調整池を設置し、断面積Aoのオリフィ スで、許容放流量1ha当たり0.025m³/秒以下で放流するものとする。

規模算定式は次のとおりとする。

$$V = (r i - r c / 2) \times 60 \times t \times f \times A \times 1 / 360$$

$$r i = \frac{5000}{t + 40}$$

$$r c = \frac{360 \times Q}{f} c$$

V①:調整池容量 (m³)

r i :任意の降雨継続時間 t の降雨強度 (mm/時)

r c:下流許容放流量に相当する降雨強度 (mm/時)

t:任意の降雨継続時間(分)

f:開発区域内の平均流出係数

A:開発区域面積(ha)

Q c: 許容放流量 (m³/秒) = 0.025 (m³/秒) × A (h a)

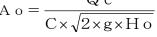
任意の降雨継続時間 t の算定式は次のとおりとする。

$$t = \frac{-40 \times r \ c + \sqrt{(40 \times r \ c)^2 - 2 \times r \ c \times (800 \times r \ c - 200000)}}{r \ c}$$

オリフィスの断面積の算定式は次のとおりとする。

$$A o = \frac{Q c}{C \times \sqrt{2 \times g \times H o}}$$

A o : オリフィス断面積 (m²)



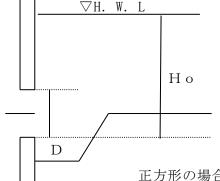
Q c:許容放流量(m³/秒) $=0.025 \text{ (m}^{3}/ 秒) \times A \text{ (h a)}$

C:流量係数

=0.6 (ベルマウスを有しない)

Ho: オリフィス底面と最大水位との差(m)

g: 重力の加速度 (m/s²) =9.8



正方形の場合: D (一辺) = \sqrt{Ao} (m) 以下

円 形の場合:D (直径) =
$$\sqrt{\frac{\text{Ao} \times 4}{3.14}}$$
 (m) 以下

調整池は、駐車場及び緑地と多目的に利用することができるものとする。ただし、 駐車場及び緑地の機能を損なうことのないよう設計し、かつ、安全性の確保を十分 考慮すること。

② 貯留浸透施設

V②で求める容量以上貯留可能な規模の貯留浸透施設を設置し、その H. W. Lよ り上に放流管を設置し、放流するものとする。

規模算定式は次のとおりとする。

 $V 2 = f \times I \times a$

V②: 貯留浸透施設容量 (m³)

f:開発区域内平均流出係数

I:雨量(m)=0.062

a:開発区域面積(m²)

③ 貯留浸透施設

V③で求める容量以上貯留可能な規模の貯留浸透施設を設置し、その H. W. L より上に放流管を設置し、放流するものとする。

規模算定式は次のとおりとする。

 $V = f \times I \times a$

V③: 貯留浸透施設容量 (m³)

f:開発区域内平均流出係数

I:雨量(m)=0.074

a:開発区域面積(m²)

④ 貯留浸透施設

建築物の建築を目的とするもので、排水流末を他の排水施設に接続することが困難であり、かつ、周辺に被害を及ぼすおそれのないものである場合は、V④で求める容量以上貯留可能な規模の貯留浸透施設を設置するものとする。

規模算定式は次のとおりとする。

 $V = f \times I \times a$

V④: 貯留浸透施設容量 (m³)

f:開発区域内平均流出係数

I:雨量(m)=0.074

a:開発区域面積(m²)

⑤ 貯留浸透施設

開発区域面積が原則として 1,000 平方メートル未満の自己の業務の用に供する建築物の建築を目的とするもので、排水流末を他の排水施設に接続することが困難であり、かつ、周辺に被害を及ぼすおそれのないものである場合は、V⑤で求める容量以上貯留可能な規模の貯留浸透施設を設置するものとする。

規模算定式は次のとおりとする。

 $V(5) = f \times I \times a$

V⑤: 貯留浸透施設容量 (m³)

f: 開発区域内平均流出係数

I:雨量(m)=0.074

a:開発区域面積(m²)

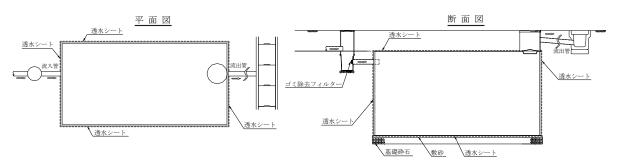
3 流出係数

開発区域内の平均流出係数は、下表により加重平均して求める。

種	別	流	出	係	数	種				別	流	出	係	数
水	面		1.	0 0		公	遠	ì	緑	地		0.	2 5	
屋	根		0.	9 0		浸	透	性	舗	装		0.	8 0	

道路	0.90	間地	0.30
砂利敷(車乗入有)	0.50	砂利敷(車乗入無)	0.30

貯留浸透施設構造図 (参考)



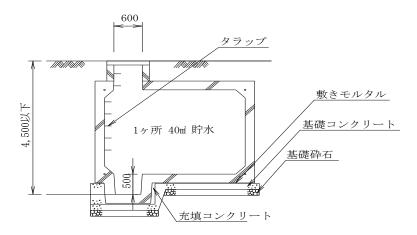
Ⅳ 消防施設 (要綱第24条関係)

1 消防水利施設は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に定める整備基準 (消防水利の基準第3条)により設置するものとする。

消防水利は、防火水槽・消火栓・その他の水利とし、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上かつ連続40分以上の給水能力を有するものであること。なお、その構造等は次によること。また、消防水利の周囲にフェンスを設ける場合には、吸管投入口の直近部分に、一辺が0.3メートル以上の吸管投入口を設けること。

(1) 防火水槽

防火水槽(規格は40立方メートル以上)は、消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第4に準ずるものとし、おおむね次の図のとおりとする。



- ① 地盤面の落差が4.5メートル以下であること。
- ② 取水部分の水深が 0. 5メートル以下であること。
- ③ 吸管投入口を2箇所設け、消防ポンプ自動車が2台同時に、かつ容易に部署できること。
- ④ 吸管投入口は、その一辺が 0.6 メートル以上又は直径が 0.6 メートル以上であること。
- ⑤ 吸管投入口より水槽内に降りられるように、タラップを設けること。

- ⑥ 防火水槽に直接寄付きができない場合には、採水口を設けるなど必要な措置を講ずること。
- ⑦ 蓋の形式は、市消防長と協議すること。

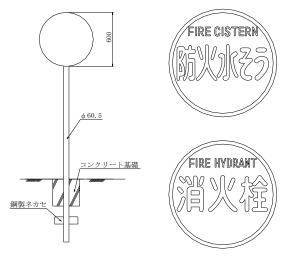
(2) 消火栓

- ① 消火栓は、呼称65の口径を有するもので直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていること。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるよう配管されている場合は、管網の管の直径を75ミリメートル以上とすることができる。また、設置及び管径については、市長(上下水道課)及び市消防長と協議すること。
- ② ①の規定にかかわらず、解析及び実測により取水可能水量が毎分1立方メートル以上であると認められるときは、管の直径を75ミリメートル以上とすることができる。この場合、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意すること。なお、詳細については、市長(上下水道課)及び市消防長と協議すること。
- ③ 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開放したとき、毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有すること。

(3) 標識

標識は、通達「消火栓及び消防水利の標識(昭和45年8月19日消防防第442 号都道府県消防主管部長あて消防庁防災救急課長通達)」に合致したもので、地は赤 色、文字を白色とした直径0.6メートル以上の円板とし、地上1メートル以上の部 分に設けること。詳細については、市消防長と協議すること。また、文字は防火水槽 にあっては「防火水そう」、消火栓にあっては「消火栓」とすること。なお、水利標 識を設置できない場合には、市消防長と協議すること。

消防法第20条第2項に規定する消防水利の標識 (参考図)



(4) その他

- ① 設置する土地が著しく軟弱な地盤又は液状化のおそれがある地盤では、市消防長と協議し、地盤の改良・杭基礎等の必要な対策を講ずること。
- ② 防火水槽等の設置場所は、事業によって建設される予定の公共施設敷地内及び公園敷地内への設置も原則として可能とする。
- ③ 防火水槽の用地又は施設は、原則として市へ帰属するものとすること。

2 消防活動上必要な空地等

地上4階以上又は高さ15メートルを超える建築物を建築する場合は、次に掲げる基準を考慮し、消防活動に支障をきたさないように事業を計画するものとする。

- (1) 建築物の長辺(原則として各戸の主たる居室の開口部が面する辺)に沿って建築物の壁面から5メートル以内に、梯子付消防自動車等が容易に架梯するための幅員6メートル以上の道路等を配置すること。また、道路等は原則として行き止まり・袋状としないこと。
- (2) 道路等は、梯子付消防自動車等が2方向から進入できるように計画すること。ただし、必要な回転スペースを設置したときは、この限りでない。
- (3) 道路周辺には、梯子付消防自動車の伸張及び旋回に支障となる工作物、架空電線等を設けないこと。
- (4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の6により設けられる 建築物の非常用進入口(代替進入口を含む。)には、梯子付消防自動車が進入口に容易 に架梯できる空地を設けること。なお、進入路及び活動用空地は、20トン以上の自 動車荷重に耐える構造とする。
- (5) その他消防活動上必要な空地の基準等については市消防長と協議すること。

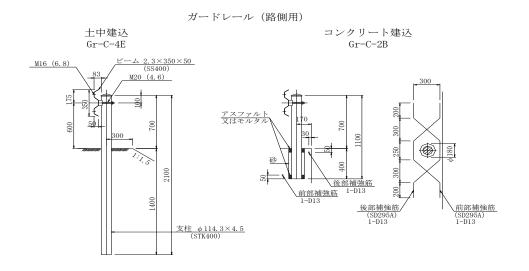
V 防犯施設(要綱第27条関係)

防犯灯は、事業区域内に新たに整備する道路又は事業区域内に接する道路に、路面上の 平均水平面照度が3ルクス以上確保できる器具を選定し設置すること。その他にあっては 別途協議とする。

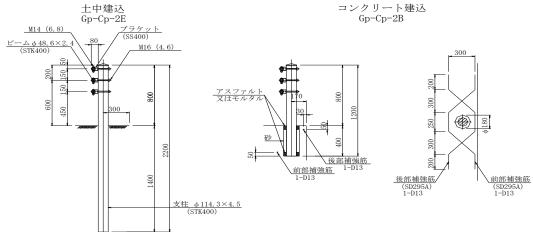
VI 交通安全施設 (要綱第28条関係)

1 防護柵の設置

車両の路外への逸脱防止、歩行者の保護、歩行者の横断抑制のためガードレール等の 防護柵を設置すること。



ガードパイプ (路側用・歩車道境界用)



2 照明施設

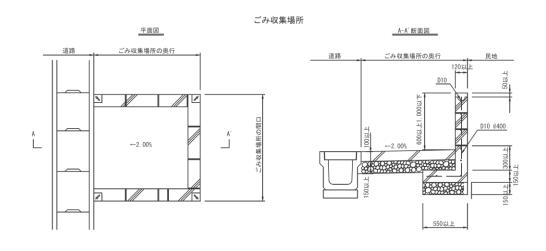
交通事故の発生のおそれがある場所(交差点、曲線部、横断歩道)に照明施設を設置すること。

3 その他の交通安全施設

交通事故の発生のおそれがある場所には、別途協議の上で交通安全施設を設置すること。

Ⅶ ごみ収集施設(要綱第30条関係)

- 1 ごみ収集場所は、原則として道路に面して設置するとともに、道路に面する辺を除き コンクリートブロック等により囲いを行い、コンクリート舗装により水勾配をとること。
- 2 境界標は、隣接地が民有地にあってはプレートを用いて施設に埋設すること。埋設できない場合は、紛失の防止及び安全対策のため、コンクリートで巻き立て、しっかり固定すること。
- 3 ごみ収集場所の使用を開始するまでの間、開口部をふさぐなど不法投棄を防止する対策を講じること。



附則

この基準は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和7年9月1日から施行する。